

第 3 章 材 料

第 3 章 材 料

3・1 一 般 事 項	- 13 -
3・1・1 適 用	- 13 -
3・1・2 材料の積み卸し・運搬等	- 13 -
3・2 受注者持ち材料	- 14 -
3・2・1 材料の基準・規格及び材料の指定	- 14 -
3・3 支 給 材 料	- 16 -
3・3・1 材料の受払等	- 16 -
3・4 材 料 品 目	- 16 -
3・4・1 埋設用標示シート	- 16 -
3・4・2 被 覆 材	- 17 -
3・4・3 不断水割 T 字管撤去用材料	- 18 -

第 3 章 材 料

3・1 一 般 事 項

3・1・1 適 用

1. 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この仕様書に示す規格に適合したもの、また、これと同等以上の品質を有するものとする。なお、受注者が同等以上の品質を有するものとして海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査の証明事業による証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、工事監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材については除くものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、共通仕様書 第1編 共通編 第2章 材料によるものとする。

3・1・2 材料の積み卸し・運搬等

1. 積 み 卸 し

- (1) 管の吊り卸しは、2点吊りにより行い、管の重心の位置が片寄らず水平に吊り上げるようにしなければならない。また、管がぬれている場合は、特に取扱いを慎重に行わなければならない。
- (2) 材料の積み卸しは、クッション材及び被覆ワイヤーロープ等を用い内外面が損傷しないように注意しなければならない。

2. 運 搬

- (1) 運搬車両は、積込・運搬に適した車両とし、機械器具は常に点検整備しておかななければならない。
- (2) 運搬にあたっては、安全な積み方とし、過積載をしてはならない。
- (3) 材料には衝撃を与えないようにし、モルタルライニング、塗覆装がはく離しないように注意しなければならない。
- (4) 運搬中は荷くずれのないよう、丁寧に固定しクッション材をあて、ワイヤーロープ等を入念に締付けておかななければならない。
- (5) 路面の凹凸又はカーブを通過するときは積荷に注意しなければならない。
- (6) 現場内小運搬を行うときは、必ず管全体を持ち上げて運ばなければならない。

3. 保 管

- (1) 材料は角材等を敷いて保管するものとし、直接地面に置いてはならない。また、危険防止のため必ず歯止めをしなければならない。
- (2) 仕切弁（Φ200以下）、ゴム輪、ボルトナット、フランジパッキン類は倉庫に保管しなければならない。その他の材料については、直接地面に触れないように養生すると共に、風雨にさらされないよう保管すること。

- (3) 水道配水用ポリエチレン管材料は、メーカー出荷時の荷姿のまま屋内保管を原則とするが、現場において屋外保管する場合は、シートなどで直射日光を避けるとともに、熱気がこもらない環境（風通し等）を保たなければならない。また、土砂、洗剤、溶剤、油が付着するおそれがある場所及び火気等の側には絶対に置いてはならない。
- (4) 積重ねが必要な時の許容積重ね段数は、下表によらなければならない。

口径 (mm)	管長 (m)	許容積重ね段数 (段)	備考
50・75	5	7	水道配水用 ポリエチレン管
75～100	4	12	铸铁管
150～200	5	8	
250	5	6	
300～350	6	5	
400	6	4	
450～500	6	3	
600～900	6	2	
1000～1500	6	1	
1650 以上	4	1	

- (5) 積重ねには必ず歯止めをしなければならない。
- (6) 内面エポキシ樹脂粉体塗装管（以下「粉体管」という。）を保管する場合は、直射日光が粉体塗装面にあたらないように、受口・挿し口に装着してあるポリキャップを取り外さないこと。

3・2 受注者持ち材料

3・2・1 材料の基準・規格及び材料の指定

- 受注者持ち材料は、日本工業規格（JIS）、日本水道協会規格（JWWA）、日本ダクタイル鉄管協会規格（JDPA）、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格（PTC）及び準拠品（札幌市承認品）、札幌市仕様に示された基準・規格等に適合しているものでなければならない。また、水道法施行令第5条に規定する構造及び材質の基準に適合しているものでなければならない。
- 災害等による損害防止及び迅速かつ、適切な復旧を果たすため、材料の耐震性及び統一性が不可欠なことから、使用材料を次表のとおり指定する。

品名	仕様・規格等
水道用ポリエチレン管二層管	J I S K 6762 [1種]
水道用サドル付分水栓 (鋳鉄管用)	J W W A B 117 [S形 (ネジ込み) A型 (ボール式)]
水道用サドル付分水栓 (塩ビ管用)	J W W A B 117 [S形 (ネジ込み) A型 (ボール式)]
水道用サドル付分水栓 (ポリ管用)	J W W A B 136 [S形 (ネジ込み) A型 (ボール式)]
ネジ込み仕切弁 (スルースバルブ)	J I S B 2011
水道用止水栓	J W W A B 108 [甲形～接続型式Gタイプ]
水道用伸縮式止水栓	J W W A B 108 [甲形～接続式GEタイプ]
水道用ポリエチレン管金属継手	J W W A B 116 (WSA B 011(耐震強化型) 適合品)
不断水割T字管撤去用材料	札幌市仕様
分水栓プラグ	形状(J I S B 2301), 材質(J I S H 5120-CAC 406)
ポリエチレンスリーブ	J W W A K 158
ポリエチレンシート (サドル分水用)	札幌市仕様
水道用管表示テープ	札幌市仕様
水道用埋設用標示シート	札幌市仕様
水道用円形鉄蓋 (レジンコンクリート製アダプター)	J W W A B 132
水道用円形鉄蓋 (親子蓋) (レジンコンクリート製アダプター)	J W W A B 132
止水栓きょう ・メーターきょう	札幌市仕様
ゴム板 (フランジ接合用)	J I S K 6353 (水道用ゴムⅢ類・t=3mm)
滑剤	J D P A Z 2002
水道配水用ポリエチレン管直管	J W W A K 144
水道配水用ポリエチレン管継手 (E Fソケット, 両受チーズ)	J W W A K 145
水道配水用ポリエチレン管継手 (スピゴット継手)	J W W A K 145, P T C K 13
水道配水用ポリエチレン管 サドル付分水栓	P T C B 20
水道配水用ポリエチレン管金属継手	P T C B 21 (附属書A含む)
水道配水用ポリエチレン 挿し口付ソフトシール仕切弁	P T C B 22
水道配水用ポリエチレン管メカ継手	P T C G 30 及び準拠品(札幌市承認品)
水道配水用ポリエチレン管用 浸透防護スリーブ	P T C K 20
浸透防護シート (水道配水用ポリエチレン管サドル付 分水栓用)	札幌市仕様、P T C K 20

上記の他、管理者が特に認める材料

3・3 支給材料

3・3・1 材料の受払等

1. 受領

受注者は、材料の名称、種類や用途に精通している者を同行し、指定された資材置場に出庫要求書（正・副・控）を提出して資材担当者の立会いのもとに資材を受領後、工事監督員に出庫要求書（副）を、速やかに提出しなければならない。

2. 保管

受領後の材料は受注者が責任をもって保管し、万一盗難及び損傷を与えた場合は、受注者の負担により日本水道協会の検査済で本市の承認を受けた材料を補償しなければならない。

3. 受払簿の記載

受注者は、材料の受入れ、払出しを材料受払簿（様式-20）に記載して、使用状況、残材料の数量を明確にして工事監督員の確認を受けなければならない。（材料受払簿記載要領は第10章による）

4. 返納

- (1) 余剰材の返納に当たっては、工事完了後速やかに行い、泥等の汚れは、洗浄・清掃して返納しなければならない。
- (2) 不用品及び掘上げ品の返納に当たっては、ポリスリーブ、コンクリート製品、木製品等を持ち込んで서는ならない。

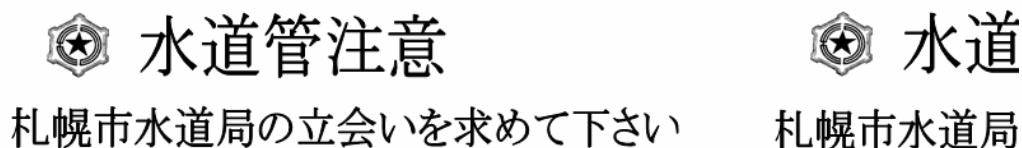
3・4 材料品目

3・4・1 埋設用標示シート

1. 埋設用標示シートは、この品質規格に適合するものとする。
2. 製品規格

主材料	ポリエチレン（JIS Z 1702）	
幅	150mm	
長さ	50m巻	
折込み	2倍折込み	
シートの色	青色	
文字等の色	白色	
文字の大きさ	上段	50mm角
	下段	30mm角
	市徽章	50mm角

3. 標 識 文 字



4. 品 質 規 格

クロス入りシート品質・規格表

(高密度ポリエチレンクロスと低密度ポリエチレンのラミネート製)

項 目	規 格	備 考	
引張強さ	縦	196 N以上	試験方法は、J I S K 6772 (ビニールレザークロス) による。
	横	147 N以上	
引裂強さ	縦	7.8 N以上	
	横	7.8 N以上	

3・4・2 被 覆 材

1. ポリエチレンスリーブ・ゴムバンド

ポリエチレンスリーブ・ゴムバンドは、日本水道協会 JWWA K 158 (水道用ダクタイル鋳鉄用ポリエチレンスリーブ) の規格に適合しなければならない。

2. 水道配水用ポリエチレン管用浸透防護スリーブ

ポリエチレン管用浸透防護スリーブの規格・寸法等は、PTC K 20 とする。

3. 粘着テープ

粘着テープは、J I S Z1901 (防食用ビニール粘着テープ厚さ 0.4 mm 巾 50 mm) の規格に適合しなければならない。

4. 水道管用表示テープ

(1) 水道管用表示テープは、この品質規格に適合するものとする。

(2) 製 品 規 格

主 材 料	塩化ビニールコンパウンド	巻 心	25mm
幅	30mm	テ ー プ 地	青 色
長 さ	20m	標 識 文 字	白 色
厚 さ	0.2mm	文字の大きさ	8mm 角以上

(3) 標 識 文 字

標識文字は、水道管であること並びに、布設年度が識別できるものでなければならない。

(4) 品 質 規 格

水道用管表示テープは、粘着力、抗張力、伸張力が J I S C 2336 (電気絶縁性ビニール粘着テープ) と同等又は、同等以上の強さを有するものでなければならない。

3・4・3 不 断 水 割 T 字 管 撤 去 用 材 料

1. 止 水 コ マ

(1) 止水コマは、この品質規格に適合するものとする。

(2) 製 品 規 格

本管口径 (mm)	分岐口径 (mm)	材 質
75	75	SUS304 (J I S G 4303)
100 ~ 350	75・100	(J I S G 3459)

本管口径 (mm)	分岐口径 (mm)	材 質
75~200	50	SUS304 (J I S G 4303) (J I S G 3459)

2. 保 護 バ ン ド

(1) 止水コマ保護バンドは、この品質規格に適合するものとする。

(2) 製 品 規 格

口 径	材 質
75~350	J I S G 5520、F C D400、F C D450 又は同等以上のもの。